

各居宅系サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

## 新型コロナウイルス感染予防・まん延防止のための居宅系サービス事業所業務に関する 臨時的取扱いについて（通知）<令和2年11月10日改訂>

標記について、令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」を踏まえ、下記のとおり取り扱いを改訂いたしました。

なお、利用者へのサービス提供の際などには、感染症予防対策を確実に行った上で実施してください。

また、本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めて通知します。

### 記

#### 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症予防対策については長期的に取り組んでいくことが求められており、感染予防と、利用者の心身機能の維持及び利用者の自立した日常生活の支援を両立していくことが必要となっている。

そのため、各事業所においては、新型コロナウイルス感染症の発生状況等も踏まえ、個々の利用者への適切なサービス提供のあり方を検討することとする。

なお、利用者やその家族等及び他事業所職員などと対面して行う業務のうち、利用者へのサービス提供や虐待案件など利用者の生活・生命維持に不可欠なもの以外については、感染予防の観点から代替措置を講じることも可能とする。

#### 2 具体的取り扱い

利用者やその家族等及び他事業所職員などと直接対面して行うべき業務のうち、サービス担当者会議等業務上の会議やモニタリングについては、利用者の状況把握や処遇確保に支障がない場合においては、代替措置として電話・ファックス・テレビ会議等を活用し、照会や聞き取りで行うことも可能とする。

また、利用者やその家族等への説明・同意などについても電話などで行い、書面での署名・捺印が必要な場合は、郵送等の手段で対応することも可能とする。

なお、代替措置により実施する場合においても、他事業所のサービス担当者等と緊密な連携を図り、利用者の状況把握や処遇確保を確実にを行うとともに、代替措置を講じた理由・経緯、概要を記録しておくこと（代替措置により実施し、記録を残している場合は減算や指導の対象とせず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱うこととする）。

#### 【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課 在宅指導係  
電話：711-4257 FAX：726-3328